済生会明和訪問（介護予防）看護ステーション 運営規程

（趣旨）

第 1 条　この運営規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会が開設する（介護予防）訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う（介護予防）指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営に関する規程を定めたものである。

（事業の目的）

第 2 条　ステーションの看護師・理学療法士が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が指定老人看護又は、（介護予防）指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた要介護者、要支援者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条　住民が住みなれた地域・自宅等で、少しでも長く生活できるよう、また病院（施設）等から退院（退所）して安心して自宅等で生活できる様に利用者、介護者のニーズにかなう質の高い訪問看護を提供する。「済生会明和訪問看護ステーション」を運営し効率的・効果的な訪問看護を提供する。各市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第 4 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（1）名称　　済生会明和訪問看護ステーション

（2）所在地　　三重県多気郡明和町大字上野 435

（職員の職種、員数及び職種内容）

第 5 条　ステーションに勤務する職種、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

（1）管理者　　1 名　（常勤兼務）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

（2）看護職員　　9 名（常勤専従 6 名、常勤兼務 1 名、非常勤専従 2 名）

（3）理学療法士　1 名（非常勤専従 1 名）

在宅におけるリハビリテーションを担当する。

（4）事務職員　　1 名（常勤）

管理者の指示によりステーションの事務を処理する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条　ステーションの営業日、営業時間は、次のとおりとする。

但し、利用者の状況等により必要と認められる場合は、このかぎりではない。

（1）営業日　　月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、

年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日まで）を除く

（2）営業時間　　8 時 30 分から 17 時までとする。

（3）電話等により、24 時間常時対応可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第 7 条　訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

（1）主治医の訪問看護指示書による依頼に基づいて、ステーションの看護師等が訪問し利用者より承諾を得る。その後、指示書・居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し訪問看護を開始する。

（2）看護師等は、訪問毎に看護記録を作成し、月に 1 回訪問看護計画書・報告書を作成して、主治医に提出し指示を受ける。

（提供するサービスの内容）

第 8 条　訪問看護のサービス提供内容は、次のとおりとする。

（1）　症状、障害の観察
（2）　洗髪、清拭、入浴等の保清援助
（3）　口腔ケア援助･指導
（4）　栄養、食事療法に関する相談、指導
（5）　医療的処置の実施及び指導（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡処置、内服薬管理等）
（6）　筋力低下、関節の拘縮予防などのリハビリテーション実施及び指導
（7）　介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
（8）　療養生活や介護方法の指導
（9）　主治医への連絡調整及び報告
（10）　行政機関やサービス、他施設等利用に関する情報提供や調整
（11）　その他、医師の指示による医療処置の実施及び家族への助言
（12）　通常の事業の実施区域は、旧松阪市、明和町、旧伊勢市、旧小俣町、多気町、玉城町とする。

（緊急時における対処方法）

第 9 条　緊急時の対応は、次のとおりとする。

（1）看護師等は、訪問看護を実施中、利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合には、緊急搬送の必要な処置を講じるものとする。

（2）看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料その他の費用の額）※利用料、その他の費用の額等については、別表参照。

第 10 条　訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2　前項の支払、その他費用の額等を受ける場合には、利用者及びその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用ついて文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名を受ける。

（職員の基本姿勢）

第 11 条　職員の基本姿勢は、次のとおりとする。

（1）職員は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を持ち、利用者及び家族等の福祉の向

上を図るよう努める。

(2) 職員は、訪問看護が適切に提供できるよう、かつ、その質の向上をはかるため計画的に研修の機会を確保するように努める。

(3) 職員は、医学的見地より、単に利用者の病状や心身の状態、家族等の状態等の把握に努め、適切な訪問看護ができるよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を行う。

(守秘の義務)

第 12 条　個人情報の保護（秘密保持）は、次のとおりとする。

(1) 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

(2) サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は家族等の同意をあらかじめ文書により得る。

(3) 職員であったものが、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者、または、その家族等の秘密を漏らすことがないよう全ての秘密を保持する。

(災害時の対応)

第 13 条　災害時の対応は、次のとおりとする。

(1) 災害が発生した場合、職員の生命の安全及び利用者の安否情報を確保するために発生状況により訪問を中止する。

(2) ステーションの使用状況、職員の生命の安全確保ができ活動体制が整い次第、利用者の安否確認を行い状況に応じ対応する。

(賠償責任)

第 14 条　事業者は、サービスの提供にあたって事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(苦情処理)

第 15 条　事業者は、提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対処するものとする。

(虐待の防止)

第 16 条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

2　ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底する。

3　ステーションにおける虐待の防止のためのマニュアルを整備する。

4　ステーションにおいて、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

5　前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条　本規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、済生会明和グループの管理者会議での協議に基づき定めるものとする。

附　　則

この規程は、平成 12 年　4 月　1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 10 月 20 日から改定し施行する。

この規程は、平成 13 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 14 年 11 月 15 日から改定し施行する。

この規程は、平成 17 年　7 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 18 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 19 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 21 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 22 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 24 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 26 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 27 年　12 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 29 年　11 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 30 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、平成 31 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　2 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　2 年　7 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　4 年　4 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　5 年　3 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　5 年　6 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　5 年　10 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　5 年　11 月　1 日から改定し施行する。

この規程は、令和　6 年　1 月　1 日から改定し施行する。